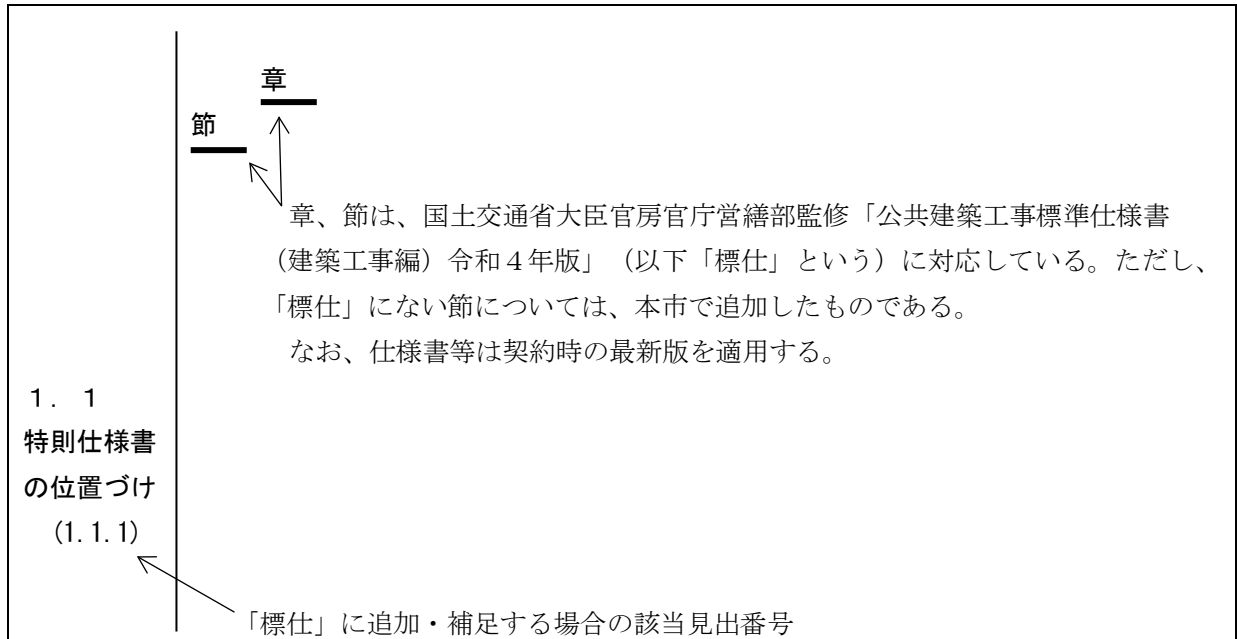


横浜市建築局

建築工事特則仕様書

令和6年12月

1 本書の構成



2 本書の改定経緯

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 昭和58年4月改定 | (20) 平成22年5月改定 |
| (2) 昭和60年10月改定 | (21) 平成23年5月改定 |
| (3) 平成2年4月改定 | (22) 平成24年5月改定 |
| (4) 平成6年4月改定 | (23) 平成25年5月改定 |
| (5) 平成10年4月改定 | (24) 平成26年5月改定 |
| (6) 平成11年4月改定 | (25) 平成27年5月改定 |
| (7) 平成12年4月1日改定 | (26) 平成28年5月改定（平成28年7月1日修正） |
| (8) 平成14年4月1日改定 | (27) 平成29年5月改定 |
| (9) 平成15年7月1日改定 | (28) 平成30年6月改定 |
| (10) 平成16年4月1日改定 | (29) 令和元年6月改定 |
| (11) 平成16年10月20日改定 | (30) 令和4年7月改定 |
| (12) 平成17年4月1日改定 | (31) 令和5年11月改定 |
| (13) 平成18年4月1日改定 | (32) 令和6年12月改定 |
| (14) 平成18年10月11日改定 | |
| (15) 平成19年4月改定 | |
| (16) 平成19年10月改定 | |
| (17) 平成20年5月改定 | |
| (18) 平成21年5月改定 | |
| (19) 平成21年8月改定 | |

目 次

第1章 一般共通事項

1節	一般事項	1
2節	工事関係図書	4
3節	工事現場管理	6
4節	材料	8
5節	施工	9
6節	工事検査及び中間技術検査	9
7節	完成図等	11
8節	安全管理指定工事	12
9節	その他	14

第2章 仮設工事

2節	縄張り、遣方、足場等	14
----	------------	----

第4章 地業工事

1節	一般事項	15
2節	試験及び報告書	15
3節	既製コンクリート杭地業	15
4節	鋼杭地業	15
5節	場所打ちコンクリート杭地業	15

第6章 コンクリート工事

4節	コンクリートの発注、製造及び運搬	16
12節	暑中コンクリート	16

第9章 防水工事

	責任施工の保証	17
--	---------	----

第1章 一般共通事項

1節 一般事項

1.1 特則仕様書の位置づけ

(1.1.1)

横浜市建築局建築工事特則仕様書（以下「特則仕様書」という。）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標仕」という。）に定めている事項に追加、補足するものであり、横浜市建築局が所管する建築工事に適用し、工事請負契約約款第1条第1項に定める仕様書の一部を構成する。

ただし、改修工事については「標仕」を公共建築改修工事標準仕様書に、木造・木質化工事については「標仕」を公共建築木造工事標準仕様書に、解体工事については「標仕」を建築物解体工事共通仕様書に、公共住宅建設工事については「標仕」を公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」に適宜読み替えるものとする。

1.2 設計図書等の優先順位

(1.1.1)

設計図書等の優先順位は、表1.2のとおりとする。

表1.2 設計図書等の優先順位

設計図書等	住宅工事	左記以外
現場説明に対する質問回答書	1	1
現場説明書	2	2
横浜市公共住宅建設工事特記仕様書 （改修工事：横浜市公共住宅改修工事特記仕様書） 横浜市建築工事特記仕様書 （改修工事：横浜市建築改修工事特記仕様書） 横浜市木造建築工事特記仕様書 横浜市解体工事特記仕様書	3	3
設計書及び図面	4	4
横浜市建築工事特則仕様書	5	5
公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）	6	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）「標仕」（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「改修標仕」という。） 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	7	6

なお、「標仕」「改修標仕」の内容を解説した技術的参考書として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による「建築工事監理指針」（（一社）公共建築協会編集・発行）及び「建築改修工事監理指針」（（一財）建築保全センター編集・発行）があり、必要により参照するものとする。

表1.2に記載の仕様書の年版は特記仕様書による。

1.3 用語の定義

1 「特記」とは、現場説明書（質問回答書を含む。）、特記仕様書、設計図により特に指定された事項をいう。

(1.1.2)

- 2 「確認」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認、請負者に対して認めることをいう。
- 3 「監督員」とは、「横浜市契約規則」第55条第1項の規定による監督職員等を行い、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」及び「建築局請負工事監督事務実施要領」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。
- 4 「検査員」とは、「横浜市契約規則」第56条第1項の規定による検査職員等を行い、「横浜市請負工事検査事務取扱規程」及び「建築局請負工事検査事務取扱要綱」による検査主幹及び技術検査員をいう。

1.4
火災保険等

工事請負契約約款第54条第1項の火災保険その他の保険は、次によるものとする。

- 1 保険の種類は普通火災保険、建設工事保険、その他の保険がある。
- 2 保険期間は、工事着手の日から工事目的物引渡しの日までとする。
- 3 保険の目的物は、工事目的物（解体対象物は除く）とする。ただし、杭工事部分を除くことができる。
- 4 保険金額は請負金額とする。ただし、杭工事部分を除くことができる。
- 5 被保険者
 - (1) 普通火災保険は、原則として横浜市長とする。
 - (2) 建設工事保険は工事請負人とする。ただし、火災による損害てん補分については、原則として横浜市長を受取人とする特約を付する。
- 6 保険証券等の提出保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるものを監督員に提出する。

1.5
公共事業労務費
調査等の協力

- 1 請負人は、本工事が国の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど必要な協力を行わなければならない。なお、本工事の完了後においても同様とする。
- 2 請負人が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負人は当該下請工事の受注者に前項と同様の義務を負うことを定めなければならない。

1.6
工事实績データの
登録
(1.1.4)

請負人は、請負金額 500万円以上の工事については、（一財）日本建設情報総合センターの定めるところにより、工事实績データの登録（コリンズ・テクリスの「コリンズ」への登録）内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

登録は、表1.6の時期及び期限内に行うものとする。

表1.6 コリンズ登録の時期と期限

申請時期	手続き期限 ※
工事受注時	契約締結後 10 日以内
登録内容の変更時	変更契約締結後 10 日以内
工事完成時	工事完成後 10 日以内

- ※ 期限には、横浜市の休日を定める条例に定める横浜市の休日は含まない。
- ※ なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

**1. 7
施工体制台帳、
下請契約調書等
の提出
(1.1.5)**

- 1 請負人は建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）第15条第2項に基づき、「施工体制台帳」「施工体系図」等の写し、「下請契約調書」（下請契約金額を必ず記載）を作成し、以後、新たな下請負人の選定にあわせ、完了時まで随時、上記「施工体制台帳」の写し等を監督員に提出する。
- 2 請負人は、工事完了までに下請負人名、下請負金額等を記入した「専門業者一覧表」を監督員に提出する。

**1. 8
工事現場等にお
ける施工体制の
点検**

請負人は、本市が行う「適正化法」第16条に基づく工事現場における施工体制の点検を受けなければならない。

- 1 点検内容は、次のとおりとする。
 - (1) 監理技術者等資格の確認
 - (2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性の確認
 - (3) 現場の専任状況の点検（工事請負契約約款第11条第2項）
 - (4) 施工体制台帳の点検（発注者との契約書、下請契約書、技術者の資格証・雇用関係を証明する書類、再下請通知書、作業員名簿）
 - (5) 施工体系図の点検（工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示）
 - (6) 施工体制の把握（一括下請負の有無ほか）
 - (7) コリンズ登録の点検等
 - (8) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検
 - ①建設業許可を示す標識（元請負人のみ、公衆の見やすい場所に掲示）
 - ②再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
 - ③建設業退職金共済制度に関する掲示
 - ④労災保険に関する掲示
- 2 請負人は、工事着手前等において、監理技術者など配置予定技術者（入札前に財政局から提出を求められた工事）に変更が生じた場合は、すみやかに配置技術者（変更）届出の手続きを財政局に対し行う。
- 3 監理技術者は、本市監督員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合はすみやかに提示する。

**1. 9
建設副産物情報
交換システム
(COBRIS)**

再生資源（対象再生資源：土砂・碎石・加熱アスファルト混合物）の利用または建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、請負者は当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として以下の書類をシステムで作成し、提出する。また、「再生資源利用・利用促進計画書」は現場に掲示する。

- 1 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（計画

書作成後に出力したもの)を産業廃棄物処理計画書に含めて提出する。

2 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」(実施書作成後に出力したもの)を工事完成図書に含めて提出する。

1. 10

受電後の維持管理

請負人は、自家用電気工作物の受電開始から引渡しの日までの間、本市電気主任技術者の管理のもとに、請負人の責任と負担において当該電気工作物の維持管理を行う。

1. 11

引渡しまでの電気料金等の負担

本設電気受電後から工事目的物引渡しまでの電気料金については、請負業者の負担とする。水道料金(下水道料金共)、ガス料金、設備通信費もこれと同様とする。

1. 12

軽微な変更

測量誤差等に起因する軽微な変更又は施工上の収まり具合などから技術的に必要不可欠な変更は、監督員の指示に従って処理等を行い、その費用は請負人の負担とする。

(1.1.8)

1. 13

ワンデーレスポンス

1 「ワンデーレスポンス」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、監督員と請負人が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議し、回答日を通知する。

ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中(閉庁日は除く)に回答するものとする。

2 請負人は、実施工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行うこと。

ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものは、それに従う。

3 請負人は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画の工程と実際の工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員に報告すること。なお、報告した内容は記録に残しておくこと。

1. 14

工事の一時中止 (1.1.9)

工事請負契約約款第21条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」(令和5年1月)による。

1. 15

石綿含有建材 除去工事の事前 分析調査

調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。

なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終校正 令和3年12月22日基発1222第17号)に基づく方法により、分析方法は特記による。

2 節 工事関係図書

1. 16

工事関係書類一 覧の提出方法等

提出方法は、建築局ホームページ「基準・参考図書」

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html>)を参照すること。

1. 17
実施工程表
(1.2.1)

請負金額が 8,000万円以上の工事の工程計画は、ネットワーク手法による。

1. 18
工事写真
(1.2.4)

1 工事写真については、CALS/ECの基準（「デジタル写真管理情報基準／横浜市」）により、電子データ（CD-R）での納品とし、原則としてアルバムでの提出は不要とする。ただし、検査等において、閲覧できるように整理しておくこと。

2 工事写真は、工事の着手前の状況・工事進捗状況（月1回以上）・工事工程詳細（埋設・埋込み・隠ぺい施工箇所・やり直しのきかない施工箇所並びに監督員指示箇所）・完成の各段階で撮影し、撮影場所（部位）・撮影年月日・内容等を記入して整理し、監督員の要求があったときは遅滞なくこれを提示または提出する。ただし、軽微な工事でかつ監督員が承諾したものは省略することができる。

なお、工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領 令和5年版」による。

3 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。なお対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。なお、小黑板情報電子化の使用については、任意とします。

(1) 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領3.

(3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として（URL <http://www.jcomsia.org/kokuban/software/>）記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。なお、小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領3.(3)撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象

機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

対象工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領4.で規定されている写真編集には該当しない。

(4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」の「信憑性チェックツール」又は「信憑性確認（改ざん 検知機能）検定」を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

3節 工事現場管理

1. 19

統括安全衛生責任者等の選任届出

(1・3・7)

「労働安全衛生法」第15条の規定に基づく統括安全衛生責任者、同法第15条の3の規定に基づく店社安全衛生管理者、「中規模建設現場における安全衛生管理指針」第3の規定に基づく「統括安全衛生責任者に準ずる者」又は「店社安全衛生管理者に準ずる者」の選任届出については、「統括安全衛生責任者等の選任届出書」により監督員に届け出る。なお、本市より統括安全衛生義務者の指名を受けた場合は、労働安全衛生法第30条第1項に規定されている措置を講ずる。

1. 20

施設利用者や地域住民等への配慮

(1・3・7)

工事の施工に当たっては、監督員と協議のうえ施設利用者や地域住民等に迷惑を及ぼさないよう最大の配慮をしなければならない。

1. 21

施工中の安全確保及び環境保全

(1・3・7)

- 1 仮設道路及び現場周辺の搬入道路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理（道路の高低・縦横勾配の保持・道路付帯の排水施設の清掃・しゅんせつ等の実施をいう。）及び復旧を行う。
- 2 公共の歩行者空間を工事によって一時的に変更する場合は、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市）」の趣旨を踏まえて歩行者通路対策等を講じるものとし、請負人は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について監督員と協議する。
- 3 仮排水路は、良好な維持管理を行い、敷地内外に害を与えないよう留意する。
- 4 工事現場を連続して4日間以上休業する場合は、休止する3日前までに「現場休業届」及び「緊急連絡体制表」を監督員に提出する。
また、休業中の防火、防犯、災害対策を行うとともに、公衆の見やすい場所に緊急連絡先（名称、電話番号、氏名）を掲示する。
- 5 工事施工中に事故が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置及び状況等をただちに監督員に報告して指示を受けなければならない。
- 6 ピット内作業を行う場合は、「労働安全衛生法」第14条の規定に基づく酸素欠乏危

険作業主任者を選定し、作業開始前に酸素濃度を測定し、安全（酸素濃度18%以上）を確認したうえで、特別教育を受講した者が施工を行う。また、作業中は送風機により換気を十分行う。その他については酸素欠乏症等防止規則に基づく措置を行う。

7 舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から回収し適切な処分を行う。

1. 2.2

測量杭及び境界杭

(1.3.7)

- 1 既存境界杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示がない限り移設・除去又は埋設してはならない。
- 2 工事中に破損損失のおそれのある境界杭及び特に監督員が指示する境界杭については、1箇所につき原則として4個以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

1. 2.3

埋設物の処理

(1.3.7)

- 1 敷地内は工事着手前に埋設物等を現地及び図面などで確認のうえ、その状況を監督員に報告する。なお、埋設物は監督員の指示により工事に支障を生じないように保護等の措置をする。
- 2 外構工事や舗装替え工事等により、既設の地中埋設指標を一時撤去する場合は、その位置の詳細を記録し、工事完了までに復旧する。

1. 2.4

標示板の設置等

(1.3.7)

- 1 工事現場には、公衆が見やすい場所に下記事項を記載した標示板（A2版程度）を設置する。
 - (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 発注局
 - (4) 工事担当課
 - (5) 請負人住所・氏名・連絡先
 - (6) 工事期間
- 2 その他法令等の必要に応じて次の標識等を見やすい場所に掲示する。
 - (1) 建設業の許可票
 - (2) 労災保険関係成立票
 - (3) 施工体系図
 - (4) 道路占用許可証
 - (5) 道路使用許可証
 - (6) 建築基準法による確認済
 - (7) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
 - (8) 建設業退職金共済制度に関する掲示
 - (9) 大気汚染防止法で定める石綿含有材の調査結果、解体等の作業に関する掲示
 - (10) 再生資源利用・利用促進計画書（500m³以上の建設発生土を搬出する場合は確認結果票を含む。）
 - (11) 工事現場における週休2日の適用を発注者が指定する工事である旨の掲示
 - (12) その他

1. 25

山留め工事の段階点検及び内容 (1.3.7)

- 1 請負人は、工事災害の未然防止のため、次に示す山留め工事について、「段階点検」を実施するものとする。なお、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合は、建築基準法施行令第136条の3に基づき、適切に山留を行うこと。
 - (1) 軟弱地盤における掘削深さ4m以上の山留め工事
 - (2) 偏土圧を受ける掘削4m以上の山留め工事
 - (3) 上記以外の掘削深さ6m以上の山留め工事
- 2 山留め工事の段階点検の適用を受ける工事の請負人は、山留め工事について表1.25に示す工程段階において点検し、その結果を「山留め工事段階点検確認書」にまとめ、監督員に提出しなければならない。

表1.25 山留め工事の点検時期及び内容

工程段階	主な点検内容等
① 仮設計画完了段階	現場条件と整合した設計条件で安全に設計しているか。
② 施工中間段階	仮設計画書どおりに実施しているか。
③ 施工完了段階	
④ 撤去中間段階	

1. 26

建設副産物の処理等 (1.3.11)

- 1 請負人は、建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の諸規定により適正に行うとともに、再使用、再生利用に努めるものとする。
- 2 請負人は、建設発生土、がれき類等（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、現場発生路盤材（旧路盤材）、陶器類、レンガ類、自然石）、木くず（伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く）の処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」により行う。
- 3 産業廃棄物を委託処理する場合は、他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれている者に委託する。
- 4 廃棄物処理については、処理前に「産業廃棄物処理計画書」に必要書類を添付して監督員に提出する。また、廃棄物処理後に「産業廃棄物処理報告書」及び「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」のA票、B2票、D票、E票の写しを添付して監督員に提出する。
- 5 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、「石綿障害予防規則」に基づく必要な措置に係る事項については、必要により監督員と協議する。
- 6 電子マニフェストを利用する場合は、監督員と協議のうえ、処理後のマニフェスト情報をシステムからダウンロードし、電子情報または紙ベースで報告すること。なお、電子マニフェストを利用した場合は、情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計して横浜市長等に報告するため、請負人からの直接の報告は不要となる。

**1. 27
グリーン購入の
推進**

(1.4.1)

**1. 28
材料等の承諾願**
(1.4.2)

4節 材料

工事で使用するグリーン購入特定調達物品等は、「横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書」に定めるところによる。

- 1 使用する材料が、規格等（「標仕」で規定している規格〔日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）等〕、（一社）公共建築協会編集・発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」に記載されている材料、公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書別冊 部品及び機器の品質・性能基準」を満たす機材（一般財団法人ベターリビングのBL認定品等）などで品質・性能保証されている場合は、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載し、規格等が確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。

それ以外の材料については、設計仕様に適合することが確認できる資料を監督員に提出する。

- 2 工事に使用する材料はアスベストを含有しないものとする。また、監督員の指示により、材料の成分についてアスベストを含有しないことを証する書面を提出する。

**1. 29
材料試験等**
(1.4.5)

「標仕」の鉄筋の材料試験(5.2.3)、ガス圧接試験(5.4.10)、コンクリートの強度試験の総則(6.9.3)は、原則として公的試験機関、JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）による登録試験事業者、JAB（(公財)日本適合性認定協会）による認定試験所で行うものとし、これら以外で検査を行う場合は、監督員の承諾を受ける。

**1. 30
材料の保管**
(1.4.6)

搬入された材料は、性能を低下させないよう十分留意し、整理して保管する。

5節 施工

**1. 31
施工の立会及び
工程検査**
(1.5.7)

- 1 施工後、検査が不可能または困難な工事、もしくは材料の調合を要するものについては、各工程の完了ごとに監督員の検査を受ける。
- 2 同一工程を繰り返し行うものについては、各工程の完了ごとに監督員の検査を受ける。また、全工程の完了後も監督員の指示する検査を受ける。
- 3 各種装置・機械・配管等の設置完了後、監督員の立ち会いのもとに、それぞれ絶縁抵抗試験・機能検査・通水試験・試運転調整を行う。

6節 工事検査及び中間技術検査

**1. 32
工事検査**
(1.6.1)

完成検査及び出来形部分検査は、工事請負契約約款第32条第2項に基づく通知又は第38条第3項に基づく請負人の請求を受け、監督員が現場等を自主検査して支障無いと認めた場合に検査員が実施する。

なお、検査に必要な資機材及び労務等は請負人が提供する。

**1. 33
中間技術検査**

中間技術検査は、工事検査を補完し、発注者が任命する検査員が実施する。なお、検査に必要な資機材及び労務等は請負人が提供する。

(1.6.2)

中間技術検査は、次の各号に該当する場合に実施する。

- (1) 中間技術検査を実施する段階及び回数が特記された場合
- (2) 施工中における品質確認のため、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- (3) 施工中における事故等により、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- (4) 低入札工事の場合

1.34

出来高査定基準

(1.6.1)

原則として、部分払いのための出来高査定は、表1.34の基準により行う。

その他の場合は、出来高が確認できる具体的な根拠資料を提出し、監督員と協議の上決定する。

表1.34 建築工事出来高査定基準

区分	項目	査定基準 (%)
仮設工事	水盛遣方	遣方完了60、取払完了100
	墨出	各階使用目的に達した時60、仕上げ完了100
	内外足場損料	各階使用目的に達した時60、撤去搬出100
	登り栈橋	各階使用目的に達した時60、撤去搬出100
	養生費	躯体完了40、内装工事完了80、撤去搬出100
	災害防止養生費	使用目的に達した時60、撤去搬出100
	後片付清掃費	躯体完了50、完了100
土工事	その他(構台等)仮設費	使用目的に達したとき60、撤去搬出100
	山留め水替	出来高 使用目的に達した時60、撤去搬出100
杭工事		出来高(杭頭処理を含む)、完了100
コンクリート工事	各種コンクリート	打設量の割合による
	コンクリート足場	使用目的に達した時60、撤去搬出100
型枠工事		コンクリート打設量の比率の95以内、撤去搬出100
鉄筋工事		出来高
鉄骨工事	鉄骨	製品検査完了時30、中間は出来高 建て方完了時(溶接又はホルト締付け完了)100
	加工組立手間	現場搬入時(錆止め含む)50、中間は出来高、建方完了100
免振・制震装置	免震装置 制震装置	製品検査完了時30、現場搬入60、中間は出来高、完了100
ALC工事		出来高
防水工事		出来高
石工事		出来高、特殊品については別途査定
タイル工事	タイル貼り	出来高、特殊品については別途査定
木工事	木材	加工完了現場搬入40、完了100
	施工手間	出来高
金属工事		現場搬入時60、取付完了100
屋根工事		現場搬入時60、取付完了100
左官工事		出来高

建具工事	木製	現場搬入時30、完了100
	金属製	現場搬入時30(規格品0)、完了100
	シャッター	現場搬入時30、完了100
ガラス工事	ガラス各種	現場搬入0(特殊品30)、出来高
塗装工事 内外装工事		材料搬入0、出来高
仕上ユニット		現場搬入60、完了100
雑工事		出来高
外構工事		出来高
解体工事		出来高
共通費	仮囲い	使用目的に達した時60、躯体完了80、完了100
	仮設道路	使用できる状態60、原況復旧100
	仮設道板	使用できる状態60、撤去搬出100
	特別安全対策費	実数
	イメージアップ経費	使用目的に達した時60、躯体完了80、完了100
	積み上げ以外	直接工事費の出来高と同率

7節 完成図等

1. 35 引渡物品等 (1.7.1)

請負人は、工事目的物引渡しの時、下記の物品を本市に引渡す。(作成部数及び内容に変更があるものについては、監督員が別途指示する。)

なお、備品等は規格・形状及び数量を記載した一覧表を添付する。

(1) 図面図書類

ア CALS/ECによる電子納品 電子媒体 (CD-R等)

特記による電子納品対象工事は、完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領建築編・建築設備編」に基づいて作成し、電子成果品を納品することとする。なお、電子納品の運用については、「電子納品運用手順書」[建築営繕編]を参照する。

電子納品の対象とする範囲は、「電子納品運用ガイドライン建築・建築設備編」をもとに、事前協議チェックシート(市ホームページを参照)を用い監督員と事前協議を行い決定する。事前協議にあたり、電子化することで「効率化が図られる」、「以降に利活用が想定される」ことなどを考慮し決定する。

イ 完成図

横浜市建築(改修)工事特記仕様書による。

(ア) 新築及び増築の場合は「標仕」(1.7.1)及び(1.7.2)、改修の場合は「改修標仕」(1.9.1)及び(1.9.2)による。

(イ) 主要部分詳細図(各一部ずつ提出するものとする。なお、カ 完成写真については、特記仕様書による。)

ウ 施工図

エ 完成図のCADデータ(特記で指定された場合)

オ 完成図のPDFファイル(市ホームページを参照のこと)

- カ 完成写真
 - キ 工事（記録）写真データ（本特則仕様書1.18）
 - ク 各種試験表
 - ケ 各種保証書
 - コ 官公署許認可一覧表
 - サ 官公署許認可書
 - シ 維持管理説明書
 - ス 使用材料等一覧表
 - セ 工事関係者一覧表
 - ソ 大気汚染防止法第18条の15第1項、第3項で定める調査結果の説明資料
 - タ 大気汚染防止法第18条の15第5項で定める調査結果の掲示看板が工事中に掲示されていたことを確認出来る写真
- (2) 備品
- ア 鍵
 - イ シャッターハンドル等の操作器具
 - ウ 維持管理上必要なもの
- (3) その他監督員の指示するもの

8節 安全管理指定工事

1. 36 適用

この節は、「横浜市工事安全管理規則」に基づき定められた「建築局工事安全管理実施要領」により指定された安全管理指定工事に適用する。

1. 37 安全管理指定工事

建築局における安全管理指定工事は、次の事項に該当し、かつ、建築局長が必要と認めたものとする。

- 1 密集市街地、交通の頻繁な場所、危険物（危険物の規制に関する政令・別表第三）を貯蔵する場所、及び特別高圧電気施設、ガス圧力調整施設等に隣接して行う工事であって、公衆災害を起こすおそれのあるもの
- 2 地上31mを越す建築物、構築物又は工事の大部分にわたる根切り深さが6mを越す工事
- 3 高さ5mを超える自然がけ、又は人工がけに接して行う工事で地質その他の状況により危険と認められる工事
- 4 公道を地中又は空中で横断して施工される建築物又は構築物等の工事
- 5 民家等と近接し、かつその部分の高さが10mを超える石、レンガ、コンクリート等を主体とした建築物、構築物等の解体工事
- 6 小中学校における校舎その他の施設の工事であって、既存施設と工事区域がはなはだしく錯綜する大規模な工事
- 7 ダイナマイト等爆発物を使用して行う工事
- 8 その他公衆災害を起こすおそれのある工事

1. 38 災害の防止

請負人は、常に安全管理を優先し、公衆災害を含めた工事災害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

1. 39

安全管理計画書

- 1 請負人は、契約締結後すみやかに安全管理計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 「安全管理計画書」には、次の事項を記載する。
 - (1) 工事名及び工事場所
 - (2) 施工者名（会社名及び現場代理人名、資格）
 - (3) 現場事務所の所在地と電話番号（昼夜間連絡できるもの）
 - (4) 契約金額と工事期間
 - (5) 工事監督機関名と監督員名
 - (6) 安全管理機構図
 - ア 工事管理責任者は、現場代理人とし、副責任者に主任級の者をあて、責任者に事故のあった場合にはその代理者とする。（作業中はもちろん作業中止時にも連絡できる者）
 - イ 各職種の担当責任者を安全管理機構に参画させ、指揮命令系統を具体的に表示する。
 - (7) 工事工程表
工程表は、実施工程表とし、変更のあるときはただちに報告する。なお、安全管理上重要な作業は、工程表の該当部分にチェックマークを付する。
 - (8) 管理項目
保安施設、重要な地下埋設物、山留工、掘削方法、建方工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、重量物の揚重方法、その他公衆災害を誘発するおそれのある設備、工法等
 - (9) 点検
点検箇所、点検時期、点検員数及び氏名、点検表、報告方法、注意改善指示と確認等の具体的方法
 - (10) 事故発生時の初動措置
 - ア 緊急非常時連絡系統図
 - イ 緊急時連絡要領
事故発生時の通報、避難、収容、処置方法等を定め工事関係者全員に訓練を徹底する。また付近住民への周知方法も具体的にしておく。
 - ウ 緊急時連絡先電話番号表
 - エ 救急指定病院の指定と案内図
 - オ 緊急時における交通遮断による、迂回路の把握と付近住民の避難誘導路の確保を明示した説明図
 - カ 緊急時に必要な人員、機械等の確保とその一覧表
 - (11) 関係機関への連絡
警察署、消防署及び関係企業者への連絡事項
 - ア 安全管理上重要な作業期間
 - イ 事故発生時の初動措置
 - ウ その他
 - (12) 工事安全対策会議
工事安全管理責任者は、日時を決めて定例の工事安全対策会議を開催し、工事の

安全管理について創意、研究、工夫並びに反省等を行う。

(13)教育訓練

工事安全管理責任者は、工事関係者（職員、労務者、下請関係者等）に対して、定例的に安全管理教育を実施するとともに、緊急時の応動訓練を行う。

- 3 安全管理計画の変更は、その都度、変更計画書を提出して承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更については口頭で担当監督員の承諾を得ることができる。

1. 4 0

工事の着手

工事は、安全管理計画書が承諾された後でなければ着手してはならない。

1. 4 1

安全管理計画の周知徹底

請負人は、安全管理計画書のうち、(6) 安全管理機構図及び(10)事故発生時の初動措置については、図表等を整理拡大して、現場事務所内に掲示するとともに、工事関係者（下請を含む）にその内容を周知徹底しなければならない。

1. 4 2

工事現場の巡回と点検

請負人は、工事現場を随時巡回し、現場の安全について点検記録簿に記録しなければならない。

1. 4 3

工事安全日誌の常備と報告

請負人は、工事安全日誌を常備し、監督員の点検を受ける。また、監督員の指示により安全管理上必要な報告及び資料を提出する。

1. 4 4

関係機関との連絡

請負人は、安全管理に関する事項については、監督員及びその他の関係機関と緊密なる連絡を取りつつ工事を施工しなければならない。

9 節 その他

1. 4 5

契約不適合の点検

請負人は、新築・改築・増築工事を行った場合や、請負金額 3,500 万円以上の建築改修工事を行った場合は、引渡しの日からおおむね 1 年以内（原則として引渡しの日から起算して 10 か月を経過以降、12 か月経過する日以前の期間）に、建築物及びそれに付帯する施設並びに設備関係機器類の契約不適合について、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により、市職員が行う点検（以下、「契約不適合点検」という）に立会い、関係書類を作成し、修補の要否について確認を行うものとする。

1. 4 6

契約不適合の修補

契約不適合点検を受け、不具合を修補する場合、請負人は、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により必要書類を作成し、修補を行うものとする。

1. 4 7

個人情報保護

請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第2章 仮設工事

	2節 縄張り、遣方、足場等
2. 1 足場等 (2.2.4)	<p>1 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 令和5年12月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>2 足場の組立、解体、変更の作業時は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>3 請負人は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。</p> <p>4 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更時・解体等の点検を実施し、第567条第3項及び第655条第2項によりこれを記録し、保存すると共に監督員等から提示を求められた場合はすみやかに提示する。</p> <p>なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（安全衛生部長・令和5年3月14日付け基安発0314第2号による「足場等の種類別点検チェックリストの例」を参考に足場の種類に応じたチェックリストを作成し、実施する。</p> <p>足場での作業がある場合には、足場の設置者であるかに関わらず、点検者を指名して日々の作業開始前に労働安全衛生規則第567条第1項に基づく点検及び補修を実施する。</p>

第4章 地業工事

	1節 一般事項
4. 1 施工一般 (4.1.3)	すべての杭の施工に際し、支持地盤の確認、根固め液の注入等の主要工程に立ち会うこと。上記については施工計画書に記載し、提出すること。
	2節 試験及び報告書
4. 2 報告書等 (4.2.5)	すべての杭について、「支持地盤の確認状況」、「根固め液及び杭周固定液の注入量」など確認できる工事写真を提出すること。
	3節 既製コンクリート杭地業
4. 3 施工記録	特に特定埋込杭工法において、すべての杭の支持層を確認するための駆動用電動機の電流値や積分電流値のデータ、根固め液及び杭周固定液の注入量のデータについて、施

<p>(4.3.9)</p>	<p>工した日にデータを確認し、10年保管すること。バックアップ用の紙データ等がある場合についても同様とする。</p>
<p>4.4 施工記録 (4.4.7)</p>	<p>4節 鋼杭地業</p> <p>特に特定埋込杭工法において、すべての杭のトルク値データなどについて、施工した日にデータを確認し、10年保管すること。バックアップ用の紙データ等がある場合についても同様とする。</p>
<p>4.5 施工記録 (4.5.8)</p>	<p>5節 場所打ちコンクリート杭地業</p> <p>原則としてすべての杭について、支持地盤の確認の記録として、掘削した土砂と土質調査資料及び設計図書との照合を行い、掘削した支持地盤の採取土砂を完成図書とともに提出すること。</p>

第6章 コンクリート工事

<p>6.1 調合管理強度 (6.3.2)</p>	<p>4節 コンクリートの発注、製造及び運搬</p> <p>調合管理強度(F_m)は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値、かつ、「標仕」6章10節以降の関係規定を満たすもので、構造体強度補正值(S)は表6.1.1による。暑中コンクリートの構造体強度補正值(S)は6とする。</p>
-----------------------------------	---

表6.1.1 構造体強度補正值(S)

セメントの種類	コンクリートの打込みから28日までの期間の予想平均気温の範囲(°C)	適用期間	S値
早強ポルトランドセメント	$5 \leq \theta$	9月12日～7月7日	3
	$0 \leq \theta < 5$	—	6
普通ポルトランドセメント混合セメントのA種	$8 \leq \theta$	2月5日～12月5日	3
	$0 \leq \theta < 8$	12月6日～2月4日	6
中庸熱ポルトランドセメント	$11 \leq \theta$	2月27日～11月18日	3
	$0 \leq \theta < 11$	11月19日～2月26日	6
低熱ポルトランドセメント	$14 \leq \theta$	3月26日～11月2日	3
	$0 \leq \theta < 14$	11月3日～3月25日	6
フライアッシュセメントB種	$9 \leq \theta$	2月12日～11月27日	3
	$0 \leq \theta < 9$	11月28日～2月11日	6
高炉セメントB種	$13 \leq \theta$	3月16日～11月8日	3
	$0 \leq \theta < 13$	11月9日～3月15日	6

※適用期間はJASS5に基づく構造体強度補正值の適用期間（横浜市：測定期間2020年から2022年まで）

12節 暑中コンクリート

6.12 適用範囲

7月8日から9月11日までを適用期間とする。
構造体強度補正值(S)は6とする。

※適用期間はJASS5に基づく構造体強度補正值の適用期間（横浜市：測定期間1993年から2022年まで）

第9章 防水工事

責任施工の保証

**9. 1
保証期間**

表9. 1 に示す保証期間に対応する保証書を原則として発行すること。

表9. 1 防水保証期間

防水の種類	保証期間（工事目的物引渡し日以降）
アスファルト防水	10年間
合成高分子系ルーフィングシート防水	10年間
塗膜防水	10年間
モルタル防水	5年間
シーリング防水	5年間